

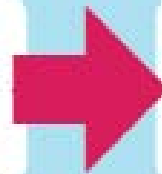
トラック事業における

# 荷主との間の安全運行パートナーシップ 及び荷主勧告制度について

荷主・元請・利用運送事業者とトラック事業者の間に、  
「安全運行パートナーシップ」の確立が必要

トラック事業者は、契約交渉において荷主に対して、総じて弱い立場にあることから、荷主の要望に応えることを優先するあまり、結果として、輸送の安全が犠牲にされるおそれがあります。

トラック事業者に安全確保の  
第一義的責任があるものの、  
安全確保には荷主の理解と  
協力が不可欠



## 社会的な要請

- 安全運行の確保
- 交通事故の削減
- 輸送品質の向上

## 荷主に求められていること



十分な意思疎通

運送状の提供

安全運行支援



(例)

- トラック事業者に対して安全運行が確保できないような運行依頼を行わない。
- 積込みが時間どおり実施されない場合、荷主は到着時間の再設定を行う。
- 貨物車両が敷地内待機できる措置を講ずる。

## 荷主勧告制度とは

貨物自動車運送事業法において規定されているものであり、トラック事業者が違反を起こした場合に、当該違反が、荷主の指示や主として荷主の行為に起因して行われた場合には、荷主に対し勧告するとともに、これを公表する制度です（詳細は裏面を参照）。

# このような荷主の行為は荷主勧告の対象となります！

## 1 荷主がトラック事業者に違反を指示



## 2 荷主が優越的地位等を利用し、トラック事業者に対し以下のような無理な行為を依頼等



## 【荷主勧告制度の改正について－パブリックコメントの概要－】

平成 25 年 5 月  
自 動 車 局  
貨 物 課

## 貨物自動車運送事業法による荷主勧告の改正について

## 1. 背景

有識者等で構成される「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」に設置された「トラック産業に係る取組作業部会」において、輸送の安全対策や業界の多層構造の弊害の解消に向けた対策が議論されている。

輸送の安全対策の一環として、トラック事業者の違法行為を指示等する荷主に対する措置として、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）において、荷主勧告制度が規定されている（第 64 条）。

この制度の概要は、実運送事業者が、過積載運行、過労運転及び最高速度違反といった違反行為により、法に基づき行政処分を科された場合において、「当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められる」ときに、国土交通省が荷主に対して勧告を行い、トラック事業者の違反行為の再発防止を図ろうとするものである。

荷主勧告制度の運用は、局長通達「荷主への勧告について」（平成 15 年 2 月 14 日付け国自貨第 103 号）等により行われているところであるが、現行の運用は、荷主に対し過去 3 年以内に「警告的内容の協力要請書」の発出実績がなければ、荷主勧告を発動できないため、荷主勧告の適時・的確な発動が困難な状況にある。

なお、前述の作業部会において、契約の書面化の推進等が議論されており、これにあわせ、貨物自動車運送事業における輸送の安全の確保のため、荷主勧告に係る運用通達の見直しを行うものである。

## 2. 概要

## (1) 荷主勧告

ア 荷主勧告の前提となる実運送事業者の違反の代表例として、従来の過積載運行、過労運転及び最高速度違反が挙げられているが、他の輸送の安全に係る違反についても、対象となり得るよう措置する。

イ 荷主勧告発動の前提として、「警告的内容の協力要請書」の発出実績が必要である現行の運用を改め、実運送事業者の違反が、「主として荷主の行為に起因するものであると認められる」ときは、当該発出実績の有無にかかわらず、荷主勧告を発動できるよう改正する。

ウ 荷主勧告発動の端緒として、次の事案を記載する。

(7) 実運送事業者の違反に対し、荷主関係者が共同正犯、教唆犯、強要等で司法機関に捜査された事案

(1) 荷主が、過積載車両の運転の要求等（道路交通法第 58 条の 5 第 1 項各号に規定する行為）を行ったとして、警察署長から同条第 2 項に

- 基づく再発防止命令書が発出された事案
- (ウ) 実運送事業者に対する監査等において、運送契約書等の書類、関係者からの証言等から、当該事業者が行った違反に関し、荷主の主体的な関与の疑いが認められた事案
  - (エ) 同一の荷主と取引関係にある複数の実運送事業者について、同一の違反を行った事案
  - (オ) 過去3年以内に警告書（警告的内容の協力要請書を含む。）が発出された荷主について、当該荷主の運送依頼により、当該警告書に係る実運送事業者が同種の違反で行政処分を科された事案
- エ ウの端緒により、国土交通省が調査すべき、荷主勧告発動の対象となり得る荷主の行為等として次の類型を明記し、前述の端緒において、次の類型による荷主の行為等が認められた場合は、法第64条第1項の構成要件に該当するかを、個別具体例に基づき、適切に調査の上、本省に勧告案を協議することとする。
- (ア) 実運送事業者の違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起された事例その他荷主の指示等が認められた事例
  - (イ) 荷主が、実運送事業者に対する優越的地位や継続的な取引関係を利用して次の行為を行った事例
    - a 非合理的な到着時間の設定
    - b やむを得ない遅延に対するペナルティの設定
    - c 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼
    - d 荷主管理に係る荷捌き場において、手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず、実運送事業者の要請に対し通常行われるべき改善措置を行わないこと

## (2) 警告書

現行の「警告的内容の協力要請書」を「警告書」に改めるとともに、「警告的内容の協力要請書」の発出のため、基本的に「一般的内容の協力要請書」の発出実績が必要である現行の運用を改め、荷主勧告に至らないものの実運送事業者の違反に荷主の関与が認められるときについては、「警告書」を発出するよう改正する。

## (3) 協力要請書

荷主に対し、実運送事業者の違反状況を知らせ、今後当該事業者が再び違反をしないよう協力を要請することを目的とした「一般的内容の協力要請書」は、引き続き、現行どおり運用する。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

制定 平成25年7月  
施行 平成26年3月